（参考３）

令和６年　　月　　日

施工前・施行中の写真を撮影していない場合の取扱い

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料

新潟市長　中原　八一　様

|  |  |
| --- | --- |
| 施工業者名 |  |
| 代表者 |  |
| 電話 |  |
| メール |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 災害名 | 　令和６年能登半島地震 |
| 自治体名 | 新潟市 |
| 修理物件 | 邸（住所：新潟市　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 被害区分 | 全壊 | 大規模半壊 | 中規模半壊 | 半壊 | 準半壊 |
| 実施期間 | 令和６年　　月　　日　～　令和６年　　月　　日 |
| 修理金額 | 　　　　　　　　　円（自己負担分　　　　　　　　円） |

　（被災者氏名）邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、

施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

記

【施工前の被災状況】

|  |
| --- |
|  |

○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

|  |  |
| --- | --- |
|  | （破損状況説明） |
| （破損材料） | （交換材料） |
|  | （破損状況説明） |
| （破損材料） | （交換材料） |